

は し が き

平成16年11月に奈良県で発生した性犯罪の前科を有する者による女兒誘拐殺人事件を契機として、性犯罪及び性犯罪の前科を有する者による重大再犯事件に社会の関心が集まり、性犯罪者の再犯防止のための取組の充実を求める声が高まった。それらの状況を背景として、法務省では、性犯罪者の再犯防止対策として、18年度から、矯正、保護を通じて、性犯罪者に対する処遇プログラムを実施するようになった。

その後、平成24年に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、性犯罪者に対する指導・支援の強化が重点施策の一つとして掲げられ、さらに、25年には「世界一安全な日本」創造戦略において、性犯罪者を含め、再犯防止の必要性が高い犯罪の再犯を防止するために、再犯の実態や既存の対策の効果等に関する調査研究の結果を踏まえ、再犯を防止するため効果的な施策を検討することとされた。

このような中で、本報告は、我が国における性犯罪の動向、性犯罪の再犯防止対策の現状を紹介するとともに、性犯罪者の再犯防止を検討する上での性犯罪者の実態把握に関する基礎資料を提供することを目的として刊行するものである。

本報告の主要な部分は、平成27年版犯罪白書で紹介しているが、今回は、性犯罪の動向に関する資料を追加するとともに、18年度から実施されている性犯罪者処遇プログラムの効果検証に係る分析結果、さらには、矯正施設や保護観察所における性犯罪者の処遇について詳細な紹介を行うことで、より充実した資料を提供するものである。

本報告が、性犯罪者の実態を解明する一助となり、その再犯防止と社会復帰に向けた施策を検討する上で、また、矯正施設等関係機関において、その効果的な処遇や支援を実施する上で、いささかでも活用していただければ幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係諸機関の各位に、心より謝意を表す次第である。

平成28年3月

法務総合研究所長 赤根 智子

要 旨 紹 介

「再犯防止に向けた総合対策」の要請を受け、本報告では、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、性犯罪の動向、性犯罪者に対する再犯防止の取組の現状を紹介するとともに、性犯罪の再犯防止対策の前提となる性犯罪者の実態を明らかにし、再犯防止に向けた対策を考察した。

なお、本報告は、性犯罪の動向、矯正施設及び保護観察所における性犯罪者の処遇、諸外国における性犯罪者に対する地域社会の取組及び特別調査で構成している。

1 性犯罪の動向（第2章）

（1）発生状況及び処理状況

ア 検挙

近年の強姦の認知件数は減少傾向にあり、平成26年は1,250件であった。一方、強制わいせつの認知件数は増加傾向にあり、26年は前年より減少したものの、7,400件と、統計を取り始めた昭和41年の約2.3倍に増加した。平成26年の検挙件数、検挙人員は、いずれも昭和41年以降最多であった。

強姦、強制わいせつの検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移を見ると、20歳代、30歳代の割合が、一貫して約5～6割を占めている。少年の割合は低下傾向にあるが、高齢者の割合は上昇傾向にある。

強姦、強制わいせつの検挙件数について、被害者と被疑者の関係別構成比の推移を見ると、強姦、強制わいせつ共に、被害者が「親族」及び「面識あり」の割合が上昇傾向にある。

平成26年の強姦、強制わいせつにおける被害者の年齢層別構成比において、未成年者の割合は、強姦では40.5%、女子を被害者とする強制わいせつでは49.2%、男子を被害者とする強制わいせつでは86.0%であった。

イ 検察・裁判

平成26年の起訴率は、強姦37.2%、強制わいせつ45.8%であり、同年の起訴猶予率は、強姦10.4%、強制わいせつ9.9%であった。

平成26年の強姦、強制わいせつの科刑状況を見ると、執行猶予率は、通常第一審における終局処理人員総数（59.5%）と比べて、強姦は9.4%と低く、強制わいせつは64.8%と高い。

また、刑期が5年を超える者の割合は、通常第一審における有罪人員総数（24%）と比べて、強姦では42.9%、強制わいせつでは3.1%であった。

ウ 矯正・更生保護

強姦、強制わいせつの入所受刑者人員の推移を見ると、強姦は平成16年から減少傾向にあり、26年は282人と最近30年間では最も少なかった。強制わいせつは、26年は30年前の昭和60年と比べると約3倍の366人であった。

入所受刑者の犯行時の生活環境及び居住状況について、入所受刑者総数と比べると、強姦、強制わいせつ共に、有職者の割合は高く、住所不定の者の割合は低い。また、未婚の者の割合は高く、高校卒業以上の学歴を有する者の割合も高い。

強姦、強制わいせつ共に、平成26年の仮釈放率は、出所受刑者総数よりも高い。

仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員の推移を見ると、いずれの保護観察の種別においても、強姦は減少傾向にあり、強制わいせつは増加傾向にある。平成26年の執行猶予者の保護観察率は、強姦では30.3%、強制わいせつでは24.9%であり、執行猶予者総数の保護観察率（10.0%）と比べて高い。

（2）再犯者・再入者の状況

平成26年の再犯者率は、強姦では、一般刑法犯の再犯者率より高く、強制わいせつでは同程度である。強姦、強制わいせつのそれぞれの成人の検挙人員に占める有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体の有前科者率よりおおむね高いが、同一罪種有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体よりも低い。26年の再入者率は、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数の再入者率と比べると、顕著に低い。

2 再犯防止に向けた各種施策等（第3章）

我が国の矯正施設、保護観察所における性犯罪者の再犯防止のための処遇等について、公式統計や実地調査に基づいて紹介するとともに、性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に、諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介した。

3 特別調査（第4章）

法務総合研究所においては、性犯罪者の実態や再犯状況等を明らかにし、性犯罪者に対す

る効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までに裁判が確定した者（以下「全対象者」という。）を対象として特別調査を行った。なお、特別調査で取り扱った性犯罪とは、強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下「条例違反」という。）をいい、「性犯罪者」とは、確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者をいう。

（1）全対象者調査及び受刑者調査の結果

ア 全対象者調査

（ア）基本的属性

全対象者1,791人のうち、男子が1,788人（99.8%）、女子が3人（0.2%）であった。全対象者の平均年齢は36.5歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

（イ）調査対象事件の概要

① 罪名

全対象者について、調査対象事件中の性犯罪の罪名別人員は、強制わいせつが856人（47.8%）、強姦が542人（30.3%）、条例違反が393人（21.9%）であった。

② 裁判内容

全対象者の裁判内容は、実刑に処せられた者が1,016人（56.7%）、単純執行猶予の者が590人（32.9%）、保護観察付執行猶予の者が185人（10.3%）であった。

イ 受刑者調査

（ア）基本的属性

性犯罪受刑者（1,016人）のうち、男子が1,014人（99.8%）、女子が2人（0.2%）であった。平均年齢は35.8歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。罪名別に見ると、全対象者では強制わいせつが最も多かったが、性犯罪受刑者では、強姦が488人（48.0%）と最も多く、強制わいせつが338人（33.3%）、条例違反190人（18.7%）であった。

（イ）出所状況

性犯罪受刑者のうち、平成26年8月31日までに刑事施設を出所した者（797人）の出所事由別内訳は、仮釈放が427人（53.6%）、満期釈放が370人（46.4%）であった。

(2) 性犯罪者の類型別の実態

性犯罪者の特性や問題性を明らかにするために、調査対象事件中の性犯罪の罪名、被害者の年齢、共犯の有無及び犯行態様に着目し、類型化を行った。

類型化の結果、該当する対象者が多い7つの性犯罪者類型(以下「類型」という。)である「単独強姦型」、「集団強姦型」、「強制わいせつ型」、「小児わいせつ型」、「小児強姦型」、「痴漢型」及び「盗撮型」について、裁判内容を見るとともに、基本的属性、前科等を分析し、性犯罪者は一様ではなく、犯行時の年齢層、教育程度、就労状況、前科の有無等において、様々な違いがあることを明らかにした。

(3) 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因

ア 類型ごとの再犯率

全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において、服役中等の者を除いた1,484人の全再犯率は20.7%、性犯罪再犯率は13.9%であった。再犯の状況を見るに当たっては、類型によって、懲役(実刑)に処せられる者の割合に偏りがあることのほか、出所受刑者については、再犯可能期間に長短があることに留意する必要があるが、全再犯率では、痴漢型が最も高く(44.7%)、次いで盗撮型、小児わいせつ型、強制わいせつ型、小児強姦型、単独強姦型、集団強姦型の順であった。性犯罪再犯率でも同様の傾向であった。

イ 性犯罪再犯と関連する要因

年齢、就労状況、前科、調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析した。分析に際しては、執行猶予者と出所受刑者とでは、再犯可能期間が異なるほか、各集団に占める罪名の構成や調査対象者の特性等が異なることから両者を分けて検討した。その結果、執行猶予者と出所受刑者の両方において、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」、「犯行時に未婚又は離死別であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。また、執行猶予者では、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」、出所受刑者では、「犯行時に無職であること」、「公然わいせつによる前科のあること」、「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。

ウ 処遇プログラムの受講と再犯状況

出所受刑者について、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施結果と保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラムの実施結果を基に、処遇プログラムの受講の有無と再犯状況について分析した。処遇プログラムの受講の有無及び出所事由に着目し、三つの群、①双方受講群（仮釈放者）、②双方非受講群（仮釈放者）、③双方非受講群（満期釈放者）を設定し、累積再犯率（推定）を見るとともに、処遇プログラムの効果検証を行った結果、処遇プログラムの受講が、全再犯、性犯罪再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

（４）複数回の性犯罪を行った者の特徴

性犯罪前科のある者について、性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査を行った。前科の内容を見ると、性犯罪前科のみの者の割合は約６割、性犯罪前科以外の前科もある者は約４割であった。また、性犯罪前科が２回以上ある者の性犯罪前科の内容を見ると、今回の性犯罪と同一の種類の性犯罪前科のある者の割合は、強制わいせつ（痴漢型）では100%、小児わいせつ型では84.6%と高く、単独強姦型では63.2%、強制わいせつ（その他）型では44.0%であった。

５ まとめ（第５章）

（１）初期対応の重要性

少年による強制わいせつの検挙人員が増加傾向にあることや、強制わいせつの少年の３割強が保護観察に付されることなどを踏まえると、少年の保護観察対象者に対しても性犯罪者処遇プログラムの知見や技法を活用することが望まれる。

痴漢事犯者は、他の性犯罪者と比べて、再犯率が高く、短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にあるため、再犯防止のためには、痴漢行為が常習化する前のより早い段階において、痴漢行為に及ぶ問題性に働き掛けることが重要である。

（２）性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇

処遇プログラムによる指導を必要な者ができるだけ多くこれを受講できる体制や、処遇プログラムの効果を上げるために、適切な受講対象者の選定等のほか、引き続き、実施者の技術の向上を図ることが望まれる。

(3) 総合的な働き掛けの重要性

性犯罪者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるものの、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいるため、性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく、非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要である。また、性犯罪者の再犯防止のためには、帰住先の確保や就労支援の充実を図ることも重要であり、これらの施策を推進するに当たって、関係機関や地域社会との連携強化が重要である。

研究部長 岩 山 伸 二

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による。

1 刑法犯

「**刑法犯**」は、刑法（明治40年法律第45号。平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び211条2項に規定する罪を含む。）及び次の特別法の罪をいう。[注1]（ア）⑦及び（エ）参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）⑪自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1]（ア）①～④及び（ウ）参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型（後記（3）を除く。）⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1]（ア）①及び⑦参照

①殺人（自殺関与・同意殺人）②強盗（強盗殺人・強盗強姦）③強盗致死（強盗殺人）④傷害（現場助勢）⑤脅迫（強要）⑥窃盗（不動産侵奪）⑦公務執行妨害（封印等破棄等）⑧偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使）⑨職権濫用（特別公務員暴行陵虐）

（3）「**自動車運転過失致死傷等**」は、自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいい、平成26年は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法

律4条, 5条, 6条3項及び4項に規定する罪を含む。[注1] (ア) ㊸及び(イ) 参照

(4) 「**危険運転致死傷**」は, 平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいい, 平成26年は, 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条, 3条, 6条1項及び2項に規定する罪を含む。

(5) 「**一般刑法犯**」は, 刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。

[注1] (ア) ㊸及び(イ) 参照

2 特別法犯

「**特別法犯**」は, 前記1の刑法犯以外の罪をいい, 条例違反を含む。[注1] (ア) ㊹及び(エ) 参照

(1) 「**道交違反**」は, 道路交通法(昭和35年法律第105号)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の各違反をいう。

(2) 「**交通関係4法令違反**」は, 道交違反に, 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の各違反を加えたものをいう。

(3) 「**交通法令違反**」は, 交通関係4法令違反に, 道路運送法(昭和26年法律第183号), 道路法(昭和27年法律第180号), 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号), 駐車場法(昭和32年法律第106号), 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号), タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号), 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号), 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号), スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律(平成2年法律第55号)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の各違反を加えたものをいう。

[注1] 各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

㊹ 印紙犯罪処罰法及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反は, 「刑法犯」に含まれず, 「特別法犯」に含まれる。

火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和47年法律第17号), 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和62年法律第103号), サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号), 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)及び公衆等脅迫目的の犯罪

行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成14年法律第67号)の各違反は、「特別法犯」に含まれず、「刑法犯」に含まれる。

なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反について、警察庁の統計では、「刑法犯」に含まれておらず、「特別法犯」からも除かれているが、本報告では、「刑法犯」として区分している。

- ① 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含む。
- ㊦ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㊧ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㊨ 「暴力行為等処罰に関する法律違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㊩ 「自動車運転過失致死傷等」は、道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいい、平成26年は、道路上の交通事故に係るものにかかわらず、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪を含む。
- ㊪ 「一般刑法犯」は、刑法犯全体から、前記㊩の自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。ただし、本報告第2章第1節4項及び5項、同章第6節においては、更に危険運転致死傷(平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。)を除いたものをいう。

(イ) 検察統計年報による場合

「自動車運転過失致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上過失致死傷及び重過失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

印紙犯罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の各違反は、「刑法犯」に含まれず、「特別法犯」に含まれる。

第2 用語の定義

本報告における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) **「認知件数」** 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。[注2] 参照
- (2) **「検挙件数」** 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。[注2] 参照
- (3) **「検挙率」** $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

- (4) **「検挙人員」** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。[注2] 参照
- (5) **「送致件数」** 警察等が送致・送付した事件の数をいう。
- (6) **「送致人員」** 警察等が送致・送付した事件の被疑者の数をいう。

2 検察・裁判

- (1) **「起訴率」** $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (2) **「起訴猶予率」** $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **「通常第一審」** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいう。
- (4) **「終局処理」** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるものを、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (5) **「執行猶予率」** $\frac{\text{執行猶予人員}}{\text{有期懲役} \cdot \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) **「入所受刑者」** 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **「初入者」** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **「再入者」** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

(4) 「**仮釈放率**」 $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

(5) 「**執行猶予者の保護観察率**」 $\frac{\text{保護観察付執行猶予言渡人員}}{\text{執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) 少年

① 「**年少少年**」 14歳以上16歳未満の者をいう。

② 「**中間少年**」 16歳以上18歳未満の者をいう。

③ 「**年長少年**」 18歳以上20歳未満の者をいう。

④ 「**触法少年**」 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(2) 「**児童自立支援施設送致**」「**児童養護施設送致**」 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設送致・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院送致・養護施設送致を含む。

(3) 「**少年院入院者**」 各年において、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5 その他

(1) 「**構成比**」・「**比率**」・「**割合**」 百分比をいう。

(2) 「**pt**」 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。

(3) 「**人口比**」 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。

(4) 「**少年比**」 少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。

(5) 「**高齢**」・「**高齢者**」 65歳以上の者をいう。

(6) 「**来日外国人**」 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

(7) 「**前科**」 確定裁判により刑の言渡しを受けたことをいう。

(8) 「**処遇**」 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

[注2] 自動車運転過失致死傷等（前記[注1]（ア）㉔参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通

事故に係るものに限る。)については、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

第3 特別法の略称

本報告に記載のある特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]	[法令名]
児童買春・児童ポルノ禁止法……	児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
出会い系サイト規制法……	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
暴力行為等処罰法……	暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

【資料源】

統計，図表その他の計数資料は，特に法務省の大臣官房司法法制部，刑事局，矯正局及び保護局の各局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか，以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）
検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
司法統計年報（最高裁判所事務総局）
矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

- (1) 警察庁の統計は，昭和38年までは「犯罪統計書」という名称であったが，39年以降は「昭和（平成）〇年の犯罪」と改題されているので，本報告では，これらを一括して「警察庁の統計」と呼ぶ。
- (2) 総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」を本報告では，一括して「総務省統計局の人口資料」と呼ぶ。
- (3) 昭和47年以前の統計資料については，同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。

- (4) 平成元年分の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 資料の編さん元を記載する場合は、全て、平成13年1月の中央省庁再編成後の省庁名を使用した。
- (6) 警察庁の統計のうち、平成20年から24年までの認知件数については、同庁において引き続き精査中の暫定値であるところ、本報告では、平成27年7月末日までに同庁から提供を受けた資料によっている。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、原則として、各節ごとに更新し、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-1-1図は、第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

1 表中の数字等は、次のように表示している。

- (1)「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- (3)「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比
- (4)「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率

2 図中の数字は、次のように表示している。

- (1)「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっている。そのため、各数値をそれぞれ四捨五入した上で、これらの和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「12.76-7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8

－7.5］で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本報告のデータについて

本報告に掲載した図表データは、平成27年版犯罪白書（法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html 参照）の第6編「性犯罪者の実態と再犯防止」の図表データによっている。

性犯罪に関する総合的研究

総括研究官	橋本洋子
研究官	村上綾子
研究官	杉本浩起
研究官	高橋哲
研究官	竹下賀子
研究官補	只野智弘
研究官補	吉永浩幸
研究官補	西原舞

保護局総務課更生保護企画官 (前研究官)	瀧澤千都子
北海道地方更生保護委員会統括審査官 (前研究官)	岡田和也
岡山少年鑑別所首席専門官 (前研究官)	松田芳政
法務省大臣官房司法法制部債権回収検査官 (前研究官補)	浅野貴司
法務省大臣官房司法法制部保護統計係長 (前研究官補)	小谷久実子

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
第2章 性犯罪の動向	3
第1節 認知件数・検挙件数・検挙人員等の推移	3
1 総数	3
2 年齢層	8
3 少年	9
4 職業	11
5 犯行態様	11
6 被害者	12
7 その他	16
第2節 検察	20
第3節 裁判	22
1 科刑状況	22
2 裁判員裁判における科刑状況	24
3 公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況	25
第4節 矯正	27
1 入所受刑者等	27
2 少年鑑別所被収容者	37
3 少年院入院者	39
第5節 更生保護	40
1 仮釈放	40
2 保護観察	44
第6節 再犯・再非行	52
1 検挙	52
2 矯正	54
3 再非行少年	62
第3章 再犯防止に向けた各種施策等	64

第1節	矯正	64
1	刑事施設における性犯罪再犯防止指導	64
2	少年院における性非行防止指導	70
3	関係機関との連携等	71
第2節	更生保護	73
1	類型別処遇	73
2	性犯罪者処遇プログラム	75
3	性犯罪者処遇プログラムの実施状況	79
4	更生保護施設に対する支援	83
第3節	諸外国における地域社会での取組	84
1	性加害者処遇学会における予防に向けた取組	84
2	児童に対する性加害を予防するための取組	84
3	性犯罪で服役した刑務所出所者に対する支援活動	85
第4章	特別調査	87
第1節	特別調査の概要	87
第2節	全対象者調査及び受刑者調査の結果	89
1	全対象者調査	89
2	受刑者調査	95
第3節	性犯罪者の類型別の実態	98
1	類型化の方法	98
2	類型化の結果	99
3	性犯罪者類型別の特徴	102
第4節	性犯罪者の再犯の実態と再犯要因	119
1	再犯調査の概要	119
2	再犯状況	120
3	性犯罪再犯と関連する要因の分析	128
4	処遇プログラムの受講と再犯状況	131
5	処遇プログラムの効果検証	135
第5節	複数回の性犯罪を行った者の特徴	138
1	性犯罪前科調査の概要	138

2	性犯罪前科調査対象者の基本的属性等	138
3	2回以上の性犯罪前科がある者の特徴	141
第5章	まとめ	148
第1節	性犯罪の動向	148
1	発生状況及び処理状況	148
2	再犯者・再入者の状況	149
第2節	性犯罪者類型ごとの特徴	150
1	単独強姦型	150
2	集団強姦型	151
3	強制わいせつ型	151
4	小児わいせつ型	151
5	小児強姦型	152
6	痴漢型	152
7	盗撮型	152
第3節	性犯罪者に対する再犯防止策	153
1	初期対応の重要性	153
2	性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇	156
3	総合的な働き掛けの重要性	158
4	最後に	160
寄稿		162